3　合併関係市町村に係る控除前財源不足額は、次の算式によつて算定した額を、合併関係市町村が当該年度の四月一日現在においてすべてなお従前の区域をもつて存続していたものと仮定した場合において各合併関係市町村につきそれぞれ普通交付税省令附則第十九条の十六第八項の適用がないものとした場合における普通交付税省令第四十九条の規定をもつて算定した基準財政需要額が普通交付税省令第五十条の規定によつて算定した基準財政収入額を超える額により按分した額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。）とする。

算式

（A－B）×α＋B

（A－B）が負数となるときは、Aとする。

算式の符号

A　普通交付税省令附則第19条の16第９項の規定の適用がないものとした場合における普通交付税省令第48条第１項の算式の符号Aに同じ。

B　地方交付税法附則第６条の適用がないものとした場合における普通交付税省令第48条第１項の算式の符号Bに同じ。

α　普通交付税省令第48条第１項の算式の符号αに同じ。

4　合併関係市町村に係る補正指数は、第一号から第五号までに掲げる数値（ただし、平成三十一年四月二日から令和二年四月一日までに行われた市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第二条第一項の市町村の合併（以下「法適用合併」という。）に係る合併関係市町村にあつては、第一条第一項第一号イからホまでに掲げる数値、平成三十年四月二日から平成三十一年四月一日までに行われた法適用合併に係る合併関係市町村にあつては、次の第一号及び第一条第一項第一号ロからホまでに掲げる数値、平成二十九年四月二日から平成三十年四月一日までに行われた法適用合併に係る合併関係市町村にあつては、次の第一号及び第二号並びに第一条第一項第一号ハからホまでに掲げる数値、平成二十八年四月二日から平成二十九年四月一日までに行われた法適用合併に係る合併関係市町村にあつては、次の第一号から第三号まで並びに第一条第一項第一号ニ及びホに掲げる数値、平成二十七年四月二日から平成二十八年四月一日までに行われた法適用合併に係る合併関係市町村にあつては、次の第一号から第四号まで及び第一条第一項第一号ホに掲げる数値）を合算したものの五分の一の数値（小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

一　令和元年度における普通交付税に関する省令の一部を改正する省令（令和二年総務省令第七十二号）による改正前の普通交付税に関する省令第五十条の規定によつて算定した基準財政収入額を同令附則第十九条の十六第九項の規定の適用がないものとした場合における同令附則第十九条の十四第十一項、附則第十九条の十四の二第十一項及び附則第二十一条第二項の規定により読み替えられた同令第四十九条の規定によつて算定した基準財政需要額で除して得た数値（小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

二～五　［略］

［削る］

3　合併関係市町村に係る控除前財源不足額は、次の算式によつて算定した額を、合併関係市町村が当該年度の四月一日現在においてすべてなお従前の区域をもつて存続していたものと仮定した場合において各合併関係市町村につきそれぞれ普通交付税省令附則第十九条の十六第八項の適用がないものとした場合における普通交付税省令第四十九条の規定をもつて算定した基準財政需要額が普通交付税省令第五十条の規定によつて算定した基準財政収入額を超える額により按分した額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。）とする。

算式

（A－B）×α＋B

（A－B）が負数となるときは、Aとする。

算式の符号

A　普通交付税省令附則第19条の16第９項の規定の適用がないものとした場合における普通交付税省令第48条第１項の算式の符号Aに同じ。

B　地方交付税法附則第６条の２の適用がないものとした場合における普通交付税省令第48条第１項の算式の符号Bに同じ。

α　普通交付税省令第48条第１項の算式の符号αに同じ。

4　合併関係市町村に係る補正指数は、第一号から第五号までに掲げる数値（ただし、平成三十一年四月二日から平成三十一年四月一日までに行われた市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第二条第一項の市町村の合併（以下「法適用合併」という。）に係る合併関係市町村にあつては、第一条第一項第一号イからホまでに掲げる数値、平成二十九年四月二日から平成三十年四月一日までに行われた法適用合併に係る合併関係市町村にあつては、次の第一号及び第一条第一項第一号ロからホまでに掲げる数値、平成二十八年四月二日から平成二十九年四月一日までに行われた法適用合併に係る合併関係市町村にあつては、次の第一号及び第二号並びに第一条第一項第一号ハからホまでに掲げる数値、平成二十七年四月二日から平成二十八年四月一日までに行われた法適用合併に係る合併関係市町村にあつては、次の第一号から第三号まで並びに第一条第一項第一号ニ及びホに掲げる数値、平成二十六年四月二日から平成二十七年四月一日までに行われた法適用合併に係る合併関係市町村にあつては、次の第一号から第四号まで及び第一条第一項第一号ホに掲げる数値）を合算したものの五分の一の数値（小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

［新設］

一～四　［同上］

五　平成二十六年度における普通交付税に関する省令の一部を改正する省令（平成二十七年総務省令第六十四号）による改正前の普通交付税に関する省令第五十条の規定によつて算定した基準財政収入額を同令附則第十九条の十六第八項の規定の適用がないものとした場合における同令附則第十九条の十四第十一項、附則第十九条の十五第九項及び附則第二十一条第二項の規定により読み替えられた同令第四十九条の規定によつて算定した基準財政需要額で除して得た数値（小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）